

沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱（令和6年3月28日付け環水大海発第24032810号環境事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「海洋ごみ」とは、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第2条第3項に規定する「海岸漂着物等」（ただし、水底土砂は除く。以下同じ。）をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、海洋ごみに係る喫緊の問題を解決するため、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う事業を支援し、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(交付の対象等)

第4条 知事は、次の事業（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対し、その申請に基づいて交付する。

- (1) 海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業
- (2) 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）

(交付額の算定)

第5条 補助事業の実施に要する補助対象経費は別表のとおりとし、以下の方法により算出した額に対して予算の範囲内において、知事が定める額とする。

- (1) 補助金の交付額の算定にあたっては、事業ごとに別表に定める補助対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じる。
- (2) 前項により算出された額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請手続)

第6条 補助金の交付の申請は、市町村長が様式第1号による交付申請書に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除で

きる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更交付申請手続）

第7条 市町村長は、補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2号による変更交付申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の変更交付申請手続きを行う場合において準用する。

（決定及び通知）

第8条 知事は、市町村長から第6条第1項の規定に基づく交付申請書又は前条第1項の規定に基づく変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3号による交付決定通知書又は様式第4号による変更交付決定通知書を市町村長に送付する。

2 知事は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、市町村等の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとし、市町村等の財務規則等に基づき契約するものとする。
- 2 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5号による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第7条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表に示す補助事業に要する経費の事業区分ごとの配分を変更しようとするとき。ただし、事業実施者の区分が同一の場合であって、かつ、各配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 3 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7号による遅延報告書を知事に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の2月末日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 5 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第8号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならぬ。

い。

- 6 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 7 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、その報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第2項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。
- 8 知事は、この補助事業の完了によって市町村に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。
- 9 市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならぬ。
- 10 市町村は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境省令第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、知事が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して10日以内に、その旨を書面で知事に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行の命令等)

第 11 条 知事は第 9 条第 5 項の規定による報告書に基づき、補助事業が法令、本要綱（以下「法令等」という。）、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市町村長に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、市町村長に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第 12 条 市町村長は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は 3 月 5 日のいずれか早い日までに様式第 11 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 10 日までに様式第 11 号の 2 による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 市町村長が第 1 項の実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による報告を行うに当たって、第 6 条第 2 項ただし書（第 7 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により補助金の交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条の規定に基づく報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 2 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 12 号による交付額確定通知書により市町村長に通知するものとする。

2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、当該補助金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難い場合には、補助金等の額の確定の通知の日から 90 日以内で知事が定める日以内とすることができます。

4 知事は、前項の期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 13 号による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第3項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 市町村が、法令等又は法令等に基づく知事の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（市町村の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項（ただし書きを除く。）及び第4項の規定を準用する。

(施越事業)

第16条 緊急やむを得ない事由により、第8条の規定による補助金の交付決定前に補助事業を実施しようとする市町村は、様式第14号による施越事業承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第8条の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び施越事業承認通知書の文書番号を記載するものとする。

2 沖縄県知事は、前項の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めた場合は、様式15号による施越事業承認通知書を市町村長に送付するものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費及び補助率

1. 事業区分	2. 事業内容	3. 補助対象経費	4. 補助率
海洋ごみの回収・処理に係る事業	海洋ごみの回収・処理にかかる事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業	補助事業の実施に要する次に掲げる経費	
海洋ごみの発生抑制対策に係る事業	海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）	報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、負担金、並びに公課費（ただし、共済費、給料及び職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）	9/10 ※注1

※注1 補助率の適用範囲は以下のとおりとする。

1. ただし、海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船等であって、朝鮮半島からのものと思料されるものであると別に定められている手続きにより海上保安庁が確認したもの（以下「確認漂着木造船等」という。）を回収・処理する場合は9.5/10とする。
2. 海洋ごみの回収・処理に係る事業のうち、漂流ごみ等（海岸漂着物処理推進法第2条第2項に規定される「漂流ごみ等」をいう。ただし、水底土砂は除く。）の海からの持ち帰りが無償で行われている事業については、補助対象経費のうち10,000千円までの範囲において全額を補助する。（補助対象経費が10,000千円を超える場合、超える部分は1.の補助率とする。）